

愛知県後期高齢者医療広域連合はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の代理受領の取扱い等に関する事務取扱要領

平成29年1月20日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する療養費の支給のうち、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の支給において、施術を提供する者（以下「施術師」という。）が、後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」という。）からの委任を受けて行う療養費の支給申請及び受領（以下これらを「代理受領」という。）の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(代理受領の届出)

第2条 代理受領の取扱いを希望する施術師は、広域連合長に対し、施術師、施術所、法人又は団体等に関する事項について、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師代理受領施術師登録届出書（以下「登録届出書」という。）（様式第1号）により、届出をしなければならない。

2 広域連合長は、前項の届出があったときは、登録届出書を受領し、届出内容を点検するものとする。

(届出事項の変更等)

第3条 前条の届出を経て代理受領を行う者（以下「代理受領者」という。）は、広域連合長に対し、届出内容に変更が生じたときは、登録届出書により、変更の届出をしなければならない。

2 広域連合長は、前項の届出があったときは、登録届出書を受領し、届出内容を点検するものとする。

(支給申請)

第4条 代理受領者が療養費の支給を申請するときは、施術を行った月ごとに、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第47条及び愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年広域連合規則第1号）第19条に基づき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類を広域連合長に提出しなければならない。

(1) はり師又はきゅう師の施術に係る療養費の支給を申請する場合 愛知県後期高齢者医療療養費支給申請書（はり・きゅう用）（様式第2号）

(2) あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給を申請する場合 愛知県後期高齢者療養費支給申請書（あん摩・マッサージ用）（様式第3号）

2 施術の開始に際して得る医師の同意書は、原則、被保険者自身がかかりつけの医療機関から得るものとする。

3 第1項の書類への被保険者の署名は、被保険者自身が行うものとする。ただし、被保険者が署名できない場合は、委任状（参考様式第1号）を添付の上、成年後見人又は親族等の任意代理人の代筆によることを認め、正当な理由なく被保険者自身によらない署名がなされた申請書

は、返戻するものとする。

4 被保険者の住民票上の住所と往療先の住所が異なる場合は、往療先の住所及び往療を必要とした理由を必ず摘要欄に記載するものとする。また、往療先が介護老人福祉施設その他の被保険者の入居する施設である場合は、施設名称も併せて記載するものとする。

5 直前の往療先を起点に往療料を計上する場合は、当該直前の往療先の住所及び被保険者氏名を摘要欄に明記するものとする。また、1日の往療先が3件以上に及ぶ場合は、往療に係る算定距離、時刻、保険種別、往療先の住所及び被保険者氏名を明記した業務日報（参考様式第2号）を別途作成し、申請書に添付するものとする。

（被保険者への申請内容確認）

第5条 被保険者が初療である場合は、当該被保険者における施術内容の把握に資するため、提出された申請書につき広域連合が当該被保険者へ確認するものとする。

（施術録等）

第6条 被保険者への施術を行った施術師は、療養費の支給対象となる施術については、療養費支給申請書における療養を受けた者の氏名欄、施術内容欄及び同意記録欄への記載事項のほか、施術月日ごとの施術内容や経過、医師の再同意記録、施術所見等を網羅する施術録を患者ごとに整備し、当該施術師又は施術所は、施術完了の日から5年間保管するものとする。

2 施術師、施術所又は代理受領者（以下「代理受領者等」という。）は、療養費の支給対象となる施術については、業務日報及び被保険者ごとの一部負担金の納付額や納付年月日等を網羅する一部負担金徴収簿を整備し、施術完了の日から5年間保管するものとする。

（調査等）

第7条 申請書の内容に疑義が生じた場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 広域連合長は、法第60条及び第137条の規定により、当該申請書に係る被保険者に対し、施術状況等の調査を実施するものとする。

(2) 代理受領者等は、前条に定める書類その他広域連合長が必要と認める書類の閲覧、提出等を求められた場合は、これに応じるものとする。

(3) 代理受領者等が前号の求めに応じない場合は、広域連合長は愛知県に対し、法第61条による調査の協力を求めるものとする。

(4) 第2号の書類の閲覧、提出等の求めにおいて、施術所に愛知県内のはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師で構成する社団法人の会員（以下「社団法人の会員」という。）が勤務している場合は、当該社団法人に立会い等の協力を求めるものとする。

(5) 広域連合長は、第1号から第3号までの規定による調査等を行う間は、支給前のすべての療養費について、支給を保留することができる。

（医療機関等への照会）

第8条 広域連合長は、療養費の支給に関して必要があると認めるときは、当該療養費に係る施術についての同意書を発行している医療機関等に対し、負傷や施術の内容に関する専門的な見地からの意見を照会し、協力を求めるものとする。

（改善の要請等）

第9条 広域連合長は、代理受領の取扱いにおいて不適正な事実が認められたときは、代理受領

者に対してその事実を通知し、改善を求める必要がある場合には、改善誓約書の提出を求めるものとする。

- 2 前項の規定により改善誓約書の提出を求められた者は、速やかに提出に応じなければならない。
- 3 第1項に基づく改善の要請に当たり、施術所に社団法人の会員が勤務している場合は、当該社団法人に改善等の指導協力を求めるものとする。
- 4 広域連合長は、代理受領者が過失により不適正な療養費の支給申請を行っていたことが判明した場合は、過去1年間遡及して自主点検させた上で返還すべき療養費の額を申し出させるものとする。
- 5 前項の申し出を受け、代理受領者との協議を経て確定した返還額について、広域連合長は愛知県後期高齢者医療療養費返還額決定通知書（様式第4号。以下「返還額決定通知書」という。）により当該代理受領者に対して通知するものとする。
- 6 前項の規定により返還額決定通知書を受けた者は、速やかに当該返還額を広域連合長に返還しなければならない。

（代理受領の取扱いの中止）

第10条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、代理受領の取扱いを中止するものとする。

- (1) 故意又は重大な過失により、療養費の申請内容に不正な事実があると認めるとき。
- (2) その他代理受領の取扱いを認めることが不相当と広域連合長が認めるとき。

2 前項の規定による代理受領の取扱いの中止の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 不正な申請書の施術証明欄に記載された施術師及び当該申請書に係る施術を行ったすべての施術師
- (2) 前号の施術師が勤務する施術所の開設者
- (3) 前2号に定めるもののほか、広域連合長が不相当と認める者

3 広域連合長は、第1項の規定により代理受領の取扱いの中止を決定したときは、速やかに愛知県後期高齢者医療療養費代理受領取扱中止決定通知書（様式第5号）により対象者に通知するものとする。

4 代理受領の取扱いを中止する期間は、通知した日から起算して5年とする。ただし、5年を経過するまでの間に返還金を完納していない場合は、当該返還金の完納までの間、中止期間を延長するものとする。

5 広域連合長は、第1項の規定により代理受領の取扱いを中止したときは、その旨を厚生労働省、各都道府県後期高齢者医療広域連合並びに県内市町村の後期高齢者医療担当部署及び福祉医療担当部署に通知するとともに、愛知県へ報告の上、各保険者その他関係機関等への通知を求めるものとする。

（代理受領の取扱い中止の猶予）

第11条 広域連合長は、施術所の開設者の指示等に基づく故意又は重大な過失により療養費の支給申請が行われていた場合において、当該施術所に勤務する施術師が不正な療養費の支給申請

の事実を申告したときは、当該施術師に対する代理受領の取扱いの中止を、申告のあった日から起算して5年間猶予することができるものとする。

2 広域連合長は、不正な療養費の支給申請について、施術所の開設者の関与が認められないときは、当該開設者に対する代理受領の取扱いの中止を、関与が認められないことが判明した日から起算して5年間猶予することができるものとする。

3 前2項の規定により代理受領の取扱いの中止を猶予する場合において、広域連合長は当該猶予をされた者に対し、猶予期間中は証人として協力を求める場合があることについて説明を行い、協力の承諾を得るものとする。

(返還金の請求)

第12条 広域連合長は、故意又は重大な過失により不正な療養費の支給申請を行った代理受領者に対し、返還すべき療養費の額を確定し、返還額決定通知書により当該代理受領者に通知するものとする。

2 返還額決定通知書を受けた者は、速やかに当該返還額を返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に提供した施術に係る代理受領の取扱い等については、なお従前の例による。